

1. GX 率先実行宣言について

成長志向型カーボンプライシング構想の下、今後、GX 投資が進展し、GX 製品・サービスの供給拡大が見込まれる中で、GX 投資によって生み出される製品が市場で評価されることにより、需要が創出され、市場が拡大していくことが重要。

特に、初期需要創出にあたっては、GX 製品を選択し、積極的に調達する企業の取組が不可欠。取組を通じた需要創出への貢献が見える化・評価することにより、企業による積極調達を後押しする枠組みが必要。

GX 率先実行宣言は、政府による中長期的な支援の対象となっている GX 製品・サービスについて、その初期需要を立ち上げるべく、GX 製品・サービスを積極調達する企業の取組を評価する枠組み。宣言を通じて GX 需要創出に貢献する企業のプレゼンスを高め、GX 需要創出の機運を醸成していく。

2. 見直しの方向性

GX 率先実行宣言は、需要創出に積極的に取り組む意向のある企業群を可視化する枠組みとして浸透してきた一方で、自らの事業活動と関連性の薄い製品であっても宣言可能な仕組みとなっているなど、現状の課題も浮き彫りになってきている。

そのため、GX 率先実行宣言を見直し、それを踏まえた GX 需要創出の取組と GX 予算の連動の強化について、方向性を整理することとした。

GX 製品・サービスの積極調達に取り組む企業を後押しするにあたり、初期需要創出への貢献度合いを評価することが重要。そこで、GX 率先実行宣言を見直し、国の目標と同等以上の水準の野心的な難易度の高い目標にコミットし、積極調達に取り組む企業に対して、需要創出への高い貢献があるものと認め、評価する仕組みに刷新する。

なお、GX 率先実行宣言の対象とする GX 製品・サービスの範囲については、GX 分野において既に政府の中長期的な支援がある現行の 3 分類（産業競争力基盤強化商品、水素社会推進法に基づく低炭素水素等、GI 基金支援対象技術による製品）を前提とする。他方で、昨今の中東情勢を巡る状況も踏まえ、改めて、GX が 2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、中長期的に推進していくべき施策であるとの認識のもと、政府の成長戦略において「資源・エネルギー安全保障・GX」分野におけるロードマップが具体化された場合など、政府が中長期的に支援を行うことが新たに明らかになった製品・サービスについては、対象に追加するなど 2050 年を見据えた GX 需要創出に向けて、制度の不断の改善を図っていく。

具体的には、以下の(1)～(6)の項目について、枠組みの見直しを行う。

(1) 製品・サービスの明確化及びリスト化

○課題

- 対象となる製品・サービスについて、供給側の視点で、製品・サービスが区分されているため、調達側にとってわかりにくい。

○見直し方針

- 対象とする製品・サービスは、これまで同様、政府の中長期的な支援がある製品（産業競争力基盤強化商品、水素社会推進法に基づく低炭素水素等、GI 基金支援対象技術による製品）としつつ、調達側の視点から対象となる GX 製品・サービスをリスト化する（別紙 1 参照）。
- 対象リストに載せる製品・サービスは、現時点で社会実装されたもの又は社会実装の目途が立っているものに限る。GI 基金支援対象技術であっても、それに当てはまらないものは社会実装の目途が立ったことが確認された後にリストに追加する。

(2) 対象製品の拡大

○課題

- (1)で対象となっている製品・サービスは、本格的な供給開始まで期間を要するあるいは流通量が少ない場合も多く、調達側にとっては初期の製品調達が困難なケースが多い。

○見直し方針

- GX 製品の供給が加速化されるよう、多排出産業の排出削減の GX 投資を促すとともに、GX 製品の需要創出を後押しする環境の整備をすることも重要。
- 脱炭素への移行期においては、削減努力として脱炭素投資が行われた製品が市場で正当に評価されるために、削減努力を見える化した指標である製品の GHG 排出削減実績量の考え方が重要であり、2026 年 3 月に削減実績量に関するガイドラインが策定され、各業界においても業界ガイドラインが策定・検討されている。
- 多排出産業において GX 投資を伴う産業構造転換の結果として供給される、GX 価値を有する製品として、現在 GX 率先実行宣言の対象となっている製品のうち、まずは業界でルールが整備されており、GX の取組が先行している鉄鋼業界において製造される、削減実績量を有する GX スチールを GX 率先実行宣言の対象とする。
- 同様に、削減実績量に関するガイドラインに則り、業界において製品の削減実績量に関するルールが整備され、需要創出の加速が特に必要な場合には、削減実績量を有する当該製品を GX 率先実行宣言の対象とすることを検討する。

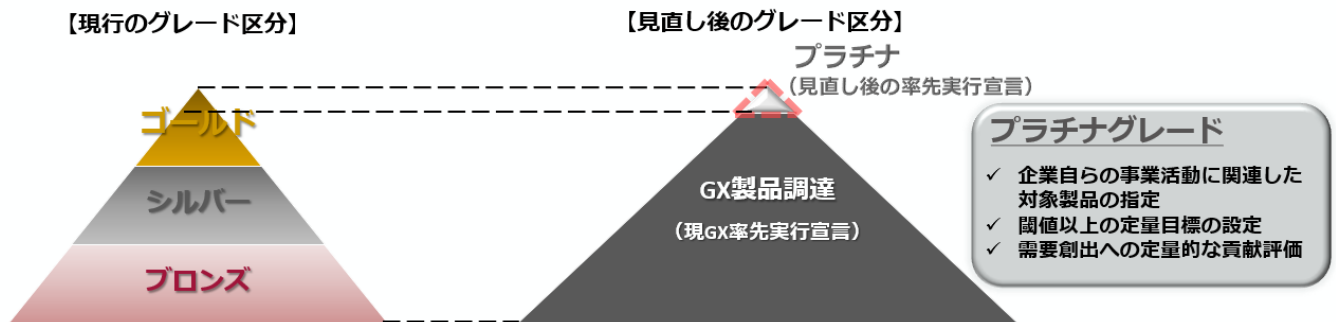
(3) グレードの見直し

○課題

- 現行グレード（ブロンズ・シルバー・ゴールド）においては、最上位のゴールドグレードであっても目標は定量的であればよく、調達量の閾値が存在しないため、当該製品の需要創出への貢献度合いを評価できない。

○見直し方針

- 国の目標と同等以上の水準の野心的な難易度の高い目標にコミットし、積極調達に取り組む企業に対して、需要創出への高い貢献があるものと認め、評価する仕組みに刷新するため、現行グレードを抜本的に見直す。事業活動との関連や一定の閾値以上の取組をしているといった要件を満たした宣言を「プラチナグレード」とし、GX 需要創出に特に野心的な目標を掲げている希少な企業群として認定する。



- 閾値については、
 - (A) 政府や業界での調達目標
 - (B) 調達による排出量の削減効果
 - (C) 売り上げ規模に対する調達金額の割合
 の3種類を設定する。
 - (A) の政府や業界の調達目標は2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けた野心的な目標であり、製品ごとに、政府や業界が定める調達目標等と同等以上の水準の目標を、個社として掲げる場合には十分に野心的と評価できるため、(A) を閾値の原則とする。
 - 他方、全ての製品で政府や業界が掲げる調達目標が存在するわけではないため、現時点で (A) の閾値が設定されていない製品については、将来的に目標が設定されることを前提に、(B) 又は (C) を (A) の代替要件として認めることとする。
 - (B) 又は (C) の閾値の設定水準は、(A) の代替要件であるという位置づけを踏まえれば、(A) の閾値の設定水準と同等かそれ以上とする必要があるため、(A) の閾値の水準で該当製品を調達した場合の試算結果をもとに設定する。
 - また、宣言は排出削減や効率改善に資するGX製品・サービスの需要創出の取組を可視化する仕組みであることから、閾値の要件としては(A) を原則としつつ、(B) と (C) では (B) を推奨する。
 - 同一業界内で脱炭素に向けた動きが加速することが望ましいことから、政府や業界において、調達目標又は供給目標が設定されたGX製品・サービスについては、順次 (A) の閾値の一覧に追加することとし、目標設定に向けた機運醸成を後押しする。
 - なお、現在の宣言の取扱いについては、新たなGX率先実行宣言に基づくプラチナグレードとは別の扱いとし、現行の宣言はGXフューチャー・リーグ入会要件としては、現行のGX率先実行宣言に基づき取得したグレードであっても要件を満たすこととする。
- (A) 政府や業界での調達目標
- 政府や業界で定めた調達目標を閾値要件の原則とする。

- 直接的に調達目標の数値目標が掲げられている場合以外であっても、政府の検討会等において公的に示された供給目標数値等から、機械的に調達目標に準じた数値目標を試算可能な場合にはこれを閾値として活用する。

製品/サービス名	調達目標	調達目標 (供給目標からの 試算結果) (案)	試算式	供給目標数値
アンモニア、合成メタン、合成燃料（海運用途）	10%	—		—
合成メタン	1%	—		—
SAF	10%	—		—
グリーンスチール	—	10%	分子：グリーンスチール供給目標量 分母：高炉由来の国内向粗鋼生産量	300万トン (2030年)
水素	1%	—		—
アンモニア	1%	—		—

(B) 調達による排出量の削減効果

- 取組スコープにおいて GX 製品・サービスを調達した際に削減される排出量を GX 製品・サービスにより削減される Scope の排出量で除して計算された、GX 製品・サービスにより削減される Scope の排出量に占める当該製品を調達した際の排出量削減率が 1.0% 以上の場合、A の閾値と同等又はそれ以上の水準とする。

<算定式>

$$\text{排出削減率} = \frac{\text{取組スコープにおいて GX 製品・サービスを調達した際に削減される排出量}}{\text{GX 製品・サービスにより削減される Scope の排出量}}$$

(C) 売り上げ規模に対する調達金額の割合

GX 製品・サービスの調達数量に調達単価を乗じて得た GX 製品・サービスの調達金額を全社売上原価で除して計算された、全社売上原価に占める GX 製品・サービスの調達金額の割合が 0.9% 以上の場合、A の閾値と同等又はそれ以上の水準とする。

<算定式>

$$\text{投資額割合} = \frac{\text{GX 製品・サービスの調達金額}}{\text{全社売上原価}} = \frac{\text{GX 製品・サービスの調達数量} \times \text{調達単価}}{\text{全社売上原価}}$$

(4) 事業活動との紐付け

○課題

- 事業活動と関連性の薄い製品であっても宣言可能であり、事業活動における需要創出への貢献度合いが測れない。

○見直し方針

- プラチナグレードの取得に当たっては、事業との関連も求めることとする。宣言内容と

事業活動の関連はポジティブリストから選択することを基本とし、事業ごとに関連する対象製品・サービスを業種別の主な事業活動や主要排出源を踏まえて自社努力で削減可能なGX製品・サービスを抽出し、ポジティブリストとして公開する（別紙2参照）。

- なお、ポジティブリスト以外の製品での宣言をしたい場合は、事務局にて個別で判断し、受け付け可能とする。

（５）公表方法の見直し

○課題

- 現在の公表方法は、取得したグレードの内訳や宣言内容がわかりにくく、外部からの評価につながりにくい。

○見直し方針

- 見直し後は、製品ごとにプラチナグレードを取得した企業を列記し、宣言した製品と宣言した企業の宣言内容が分かるように、GX推進機構のHPで公表する。
- また、現在のGX率先実行宣言の運用と同様に、見直し後のGX率先実行宣言においても自社HP等で開示することとする。

（６）フォローアップ

○課題

- 現在は宣言内容のフォローアップが行われておらず、宣言の実現に向けた進捗が評価できていない。

○見直し方針

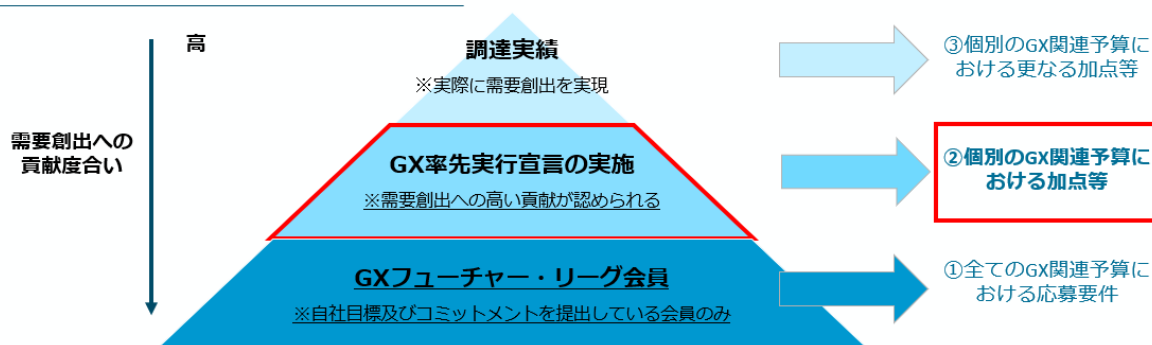
- GX率先実行宣言の信頼性・透明性の担保のため、宣言提出後の取組状況について事務局において年に1回の頻度でフォローアップを行い、プラチナグレード取得企業からの取組状況の回答をGX推進機構HPで開示する。併せて、プラチナグレード取得企業からの宣言にかかる取組状況についてヒアリングを行うフォローアップ会合の場を設けることとする。
- 仮に、フォローアップの結果、未回答の場合や宣言内容を実行しないという回答があった場合は、制度趣旨から外れることとなるため、プラチナグレードの取下げや取消しも含めて、見直し後の制度の実施状況を踏まえて検討する。

3. GX需要創出とGX関連予算の連動

原則として、令和8年度のGX関連予算から、中小企業を除き、GXフューチャー・リーグに入会していることをGX関連予算による事業の要件としている。その際、個社として自社の排出量目標及び需要創出に係るコミットメントの提出をしていることを必須としている。

その上で、GX 需要創出の行動をどのように GX 関連予算と紐付けるかについては、見直し後の GX 率先実行宣言を活用し、プラチナグレードを取得している場合は加点することとする。上述のとおり、見直し後の GX 率先実行宣言では、対象製品・サービスがリスト化され、事業活動との関連や一定の閾値以上の取組をし、宣言製品単位で、プラチナグレードを取得することとなる。

企業のGX需要創出の取組とGX関連予算における取扱い



GX 関連予算には、特定の製品・サービスに限定される事業と必ずしも特定の製品・サービスに限定されない事業や委託事業も存在する。特定の製品・サービスに限定される事業においては、宣言する製品を限定し、プラチナグレードの取得をもって採択審査において加点し、特定の製品・サービスの調達に限定されない事業や委託事業においては、宣言する製品を問わずプラチナグレードの取得をもって加点することとする。

➤ <u>特定の製品・サービスの調達に限定される事業</u>	
	<u>宣言製品を限定して、当該製品のプラチナグレード取得をもって、採択審査における加点要素とする</u>
➤ <u>特定の製品・サービスの調達に限定されない事業及び委託事業</u>	
	<u>宣言製品を問わず、プラチナグレード取得をもって、採択審査における加点要素とする</u>

さらに、個別予算の担当課の判断により、GX 率先実行宣言を上回る調達目標の設定等を求める場合は、補助率のかさ上げなどさらなるインセンティブを付与することも考えられる。

4. 今後の進め方

GX 需要創出への貢献を客観的に評価し企業の取組を促していくための施策については、迅速に整備し、実施していく必要がある。

GX 率先実行宣言については、本とりまとめ後、マニュアルやシステム等の受け付け体制の整備を行い、説明会を開催の上、今年秋頃めどで見直し後の GX 率先実行宣言の募集・認定を開始する。また開始後は速やかに GX 率先実行宣言を GX 関連予算の加点要素とする。

A の要件に合致する製品が少ない中で、それを基に設定した B・C の閾値の妥当性については、フォローアップが必要である。閾値が甘い又は厳しいと評価されるようであれば、

閾値の設定見直しを検討する。特に、Aの要件ではなく、B・Cの要件による宣言が大半を占めるような場合には、Aと同等の水準となっているかを宣言の提出実態を踏まえて再検討し、速やかに閾値の引上げを検討する。閾値の設定水準の妥当性等について、秋頃の宣言開始後、半年間運用し、2027年春頃目途で改善すべき点があった場合には、見直しの検討を行う。

また、国際的な整合や第三者検証等の要否や、現在対象となっている製品のうち一般的な技術となり追加性のなくなった製品や対象から外すべき製品については、宣言の運用を通じてフォローアップや検証を行う中で、その必要性や基準を検討していく。これらの国際的な整合性にも配慮しつつ、まずは産業の特性を踏まえ、国内での研究開発やGX投資等の取組が進展するよう、国内市場におけるGX価値の評価方法をルール化する。併せて、対象製品・サービスの拡大について、削減実績量に限らず、今後、削減効果を見える化する指標や評価手法が確立された場合には、必要に応じて追加を検討する。

5. おわり

1～4において示した通り、GX率先実行宣言を見直し、よりGX需要創出に高い貢献をする企業を評価するものとすべく、需要創出への貢献を客観的に評価し企業の取組を促す施策については、迅速に整備し、早期に実施していく。

また、初期需要創出にあたっては、企業の取組に加えて、GX製品を活用した製品・サービス等が最終消費者に認知され積極的に選択されることも重要であり、この点に関しての検討が、本研究会と並行して環境省で実施されている。

GX率先実行宣言とGX関連予算との連動については、GX関連予算以外への脱炭素に資する予算への拡大も視野に検討する。

本研究会においては、今後は、需要創出の優れた取組を行う企業を評価する仕組みを検討し、2027年度の開始を目指し、具体的な表彰制度や評価の基準について議論していく。

GXの実現に向けては、製品・サービスの需要創出だけでなく、需要創出に貢献する企業の取組が社会的に認知され、評価されることが重要。本研究会では、GX率先実行宣言や今後検討する表彰制度など、GX需要創出に貢献する企業の取組を評価する仕組みの構築と施策の不断の改善を通じて、成長志向型カーボンプライシング構想の下、GX需要の創出と市場の拡大を目指していく。

(別紙1) 対象となる製品・サービスリスト

用途	GX 製品・サービス	該当制度・事業
製品 (エネルギー)	水素 ¹	水素社会推進法、GI 基金
	アンモニア ¹	水素社会推進法、GI 基金
	合成燃料(バイオ燃料を含む) ¹	水素社会推進法
	合成メタン ¹	水素社会推進法、GI 基金
	グリーン LP ガス	GI 基金
	SAF	産業競争力基盤強化商品、GI 基金
	水素を燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI 基金
	アンモニアを燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI 基金
	浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力	GI 基金
	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力	GI 基金
	次世代型地熱を用いて発電した電力	GI 基金
製品 (素材その他)	廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス	GI 基金
	グリーンケミカル ²	産業競争力基盤強化商品、GI 基金
	CO2 を原料に物質生産できるよう改変した微生物	GI 基金
	高機能バイオ炭	GI 基金
	CO2 等を用いたプラスチック	GI 基金
	回収 CO2 を固定化した炭酸塩	GI 基金
製品 (素材その他)	グリーンセメント	GI 基金
	グリーンコンクリート	GI 基金
	グリーンコンクリート製造のための CO2 固定型混和材	GI 基金
	グリーンコンクリート製造のための CCU 骨材・微粉	GI 基金
	高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材	GI 基金
	グリーンスチール	産業競争力基盤強化商品、GI 基金
	電気自動車等(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車)	産業競争力基盤強化商品、GI 基金
	車載用蓄電池	GI 基金
	ゼロエミッション船(エンジン・供給システム・周辺機器含む)	GI 基金
	次世代パワー半導体	GI 基金

	次世代グリーンデータセンター（光融合デバイス、光スマート NIC、省電力 CPU、広帯域 SSD 等）	GI 基金
設備	水電解装置	水素社会推進法、GI 基金
	浮体式洋上風力用風力発電機	GI 基金
	ペロブスカイト型太陽電池	GI 基金
	次世代地熱発電システム	GI 基金
	CO2 分離回収設備	GI 基金
	カーボンニュートラル対応工業炉	GI 基金
サービス	SAF フライト	産業競争力基盤強化商品、GI 基金

1: 水素社会推進法第 2 条第 1 項に定められた要件に適合するもの

2: 原料をナフサからバイオ原料、廃プラスチック等のグリーン原料へ転換することに生成される基礎化学品で、以下の製品が該当。メタノール, エチレン, アセチレン, エタノール, プロピレン, ブチレン, ブタジエン, ペンテン, ペンタン, イソブレン, ベンゼン, ヘキセン, ヘキサン, トルエン, ヘプテン, ヘプタン, キシレン, オクテン, オクタン, スチレン, イソノナン

(別紙2) 事業との関連ポジティブリスト

業種	GX 製品・サービス
農林業	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、グリーン LP ガス、高機能バイオ炭、CO2 等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等
紙・パルプ	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2 等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、CO2 分離回収設備、水電解装置
鉄鋼	水素、アンモニア、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2 分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
金属・鉱業	水素、アンモニア、合成メタン、グリーン LP ガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2 分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
化学	水素、アンモニア、合成メタン、グリーン LP ガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス、回収 CO2 を固定化した炭酸塩、CO2 等を用いたプラスチック、CO2 を原料に物質生産できるよう改変した微生物、グリーンケミカル、CO2 分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
セメント・コンクリート	水素、アンモニア、回収 CO2 を固定化した炭酸塩、グリーンセメント、グリーンコンクリート製造のための CO2 固定型混和材、グリーンコンクリート製造のための CCU 骨材・微粉、CO2 分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等
石炭・石油	水素、アンモニア、合成メタン、CO2 分離回収設備、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
電気・ガス	水素、アンモニア、合成メタン、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池、浮体式洋上風力用風力発電機、CO2 分離回収設備
電気機器・精密機器	水素、合成燃料(バイオ燃料を含む)、グリーンスチール、CO2 等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、CO2 分離回収設備、車載用蓄電池、水電解装置
建設	水素、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、グリーンスチール、CO2 等を用いたプラスチック、グリーンセメント、グリーンコンクリート、高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等

不動産	合成メタン、グリーン LP ガス、グリーンセメント、グリーンコンクリート、グリーンスチール、CO2 等を用いたプラスチック、高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材、ペロブスカイト型太陽電池
輸送用機器	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、グリーンスチール、CO2 等を用いたプラスチック、CO2 分離回収設備、車載用蓄電池、水電解装置、ペロブスカイト型太陽電池
運輸(陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業)	水素、アンモニア、合成燃料(バイオ燃料を含む)、合成メタン、SAF、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等、車載用蓄電池、SAF フライト
金融・保険	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、ペロブスカイト型太陽電池、SAF フライト
小売	合成メタン、グリーン LP ガス、ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、CO2 等を用いたプラスチック、ペロブスカイト型太陽電池、電気自動車等、SAF フライト
総合商社	ペロブスカイト型太陽電池を用いて発電した電力、浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力、水素を燃料として用いて発電した電力、アンモニアを燃料として用いて発電した電力、ペロブスカイト型太陽電池、SAF フライト、電気自動車等